

答 申 第 1 9 4 号

平成17年3月31日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（答 申）

平成9年8月15日付け住第334号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成9年7月28日付けで提起された平成9年5月30日付け住第96号の3で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした情報を公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成9年5月30日付け住第96号の3で行った「平成7年度改良住宅等建替事業のうち平和県営住宅第1区建築主体工事及び平成8年度公営住宅建設事業のうち小倉公営住宅第2期第1区建築主体工事に係る設計図書及び予定価格」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定の取消しを求めるといふものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると次のとおりである。

ア 本件は、平成7年度及び平成8年度の県営住宅工事の入札において、落札者と失格者との入札額の差がそれぞれ800円、500円となっており、「最低制限価格」の不適切な事例であり、最低制限価格の公開を求めるとともに予定価格並びに最低制限価格の不相当を問うものである。

設計価格については、既に単価表等が一般に明らかにされており、非公開とする必要がないものが多々あり、入札が終了し一定期間が経った現在では全面的に公開し得るものである。

イ 旧来の公共工事の「入札・契約制度」が情報公開の新しい制度になじまないものとはいえ、すでに「開札調書」が全面的に公開されるようになった現在、今回の焦点である「最低制限価格」や「単価」は無論のこと、これに関連する「予定価格」や「設計単価」等についても、情報公開によって、全国でも積極的に取組まれている「入札・契約における一層の透明性と競争性の確保」を図ることが緊急の課題になっている。

ウ 価格の変動や破壊が一般にも指摘される現今、地方自治体が絶対的な「最低制限価格」等を設定することが非常に困難になっている。したがって少なくとも、公共団体が発注に当たって設定した「価格」等は、事前にではなく

とも、事後一定期間の後（保存期間内）にはそのほとんどの部分について開示すべきであり、それが「入札契約の透明性」を確保するために不可欠な条件になっており、これらを非公開とすべき法的根拠もない。

県では「入札契約制度の改善について」（平成6年3月4日）、「入札契約手続きにおける一層の透明性、競争性の確保について」（平成6年3月31日）と努力してきたところであるが、とりわけ、「設計単価」については、既に一般に「単価表」等が出回っており、公共事業については民間より単価が2から3割コスト高になっていると公然と指摘されている現状では、「単価」のほとんどは公開されるべきものばかりである。

エ 実施機関は、理由説明書において本件が旧条例第11条第8号に該当し、非公開としているが、法的根拠も合理的かつ具体的な理由も説明されておらず異議申立書への適切な対応になっていない。

本件における最低制限価格、設計単価などについては、そのほとんどについて公開しても「価格の類推」、「談合が容易」、「競争を通じて納税者の利益を実現に支障」などといった「弊害を誘発する」可能性は全く杞憂にすぎない。

設計金額は、予定価格の基礎となるものであっても、予定価格ではない。

したがって、公開すべきは「単価」であり、ガラス、板、工賃などは、既に「単価表」として一般に市販されており、それらを非公開とする事由はない。

本件は、不適切な「最低制限価格」等の設定によって、実際の最低価格入札者よりも高い入札価格者に落札し、血税を無駄に支出したものであり、納税者の目から見て決して「公正な競争入札」とみなすことはできない。

本件は、公正で透明な競争入札制度の根幹にも触れる問題であり、また、「納税者の最大限の利益」を保証するためにも、県が平成6年以来取り組んできた「入札契約手続きにおける一層の透明性、競争性の確保」を図るという趣旨に沿って、部分公開決定を見直すべきである。少なくとも、永久に非公開とすべき情報ではない。

オ 現行制度のもとでは、予定価格を「事前」に公開することは無意味であるとしても、「事後」の公開については中央建設業審議会の所管すべき事項ではなく、これに関する指摘には業界の焦りと危機意識がいかんなく示されており、少なくとも納税者の「知る権利」を抑制するがごときは大きな過ちを冒すものである。

公共工事の行政事務を執行する者は、予定価格等の公文書を事後公開（保存期間内）することを担保し、これに関連する基本的なデータを公表し遡って点検することによって、過去の入札・契約の手続が「公正に執行され」その「透明性が確保され」そして「競争性が発揮され」てきたかどうかを検証することが最低限必要である。

実施機関は、旧条例第11条第8号に該当するとしているが、本件は「公開することにより、関係者との信頼関係が損なわれるもの、事務事業の実施の目的が失われるおそれがあるもの、又は事務事業の公正若しくは円滑な執行の確保に支障が生じる」ものには全くあたらない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、「平成7年度改良住宅等立替事業のうち平和県営住宅第1工区建築主体工事及び平成8年度公営住宅建設事業のうち小倉県営住宅第2期第1工区建築主体工事に係る設計図書及び予定価格」であり、旧千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第8号に該当し、部分公開と判断したものである。

(2) 旧条例第11条第8号該当性について

ア 本件文書は、地方自治法（以下「法」という。）第234条、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条、千葉県財務規則（以下「規則」という。）第96条、建設工事等契約事務取扱実施規程（以下「実施規程」という。）等に基づく工事請負の契約に伴う指名競争入札に係る予定価格及び予定価格を決定するための設計項目、設計単価及び設計金額が記録された設計図書である。

イ これらの情報のうち、予定価格は、法第234条第3項、規則第109条及び第110条の規定により、公正な競争を確保し、契約の相手方を決定するために設けられたものであり、その予定価格の基となる設計単価及び設計金額は、県営住宅工事を適正な対価で履行させるための基礎となる各工事項目の単価及びその単価の積上げにより算出した総額である。

ウ 予定価格、設計単価及び設計金額（以下「予定価格等」という。）を公開した場合、入札参加業者は、予定価格等と自らの積算結果を比較し、対照することができる。そうすると、公営住宅法に基づく県営住宅の建設は、一部

の工事内容に違いがあるものの、多くの工事内容が同一性や類似性を持っていることから、現在の精度の高い情報処理技術を用いることによって、今後発注する県営住宅建設工事の予定価格等を相当程度の確かさで類推させてしまうこととなる。

その結果、入札参加業者は、企業努力によって入札価格を決めることなく、予定価格に極めて近い入札価格を設定することが可能となり、その結果として、いわゆる入札談合が容易に行われる可能性が極めて高くなり、公正な競争入札の執行の確保が困難になるものと認められる。

エ このように、本件文書に記録されている予定価格等を公開することは、低額所得者に低廉な家賃で住宅を供給するため行われる県営住宅建設事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるばかりでなく、競争を通じて納税者の利益を最大限に実現するため実施される競争契約制度の根幹にも触れるものと認められる。

オ なお、予定価格は、そもそも規則第109条及び実施規程において非公開とされているものであり、さらに、平成5年12月の中央建設業審議会においても、事前公表について、入札談合がさらに容易に行われるようになる可能性があり、競争を通じて納税者の利益を最大限に実現するという競争契約制度の根幹に触れること、建設業者のまじめな見積もり努力のインセンティブが失われること、予定価格直下への入札価格の集中をもたらすおそれがあること等の問題を提示しているほか、事後公表についても、以降の同種工事の予定価格を類推させ、事前公表と同様の弊害を誘発する等の問題があると指摘しているところである。

カ 以上の理由から、本件文書に記録されている予定価格等の情報は、旧条例第11条第8号に該当する情報として非公開決定したものである。

キ しかしながら、入札・契約制度をより県民に開かれた透明性の高いものとするとの観点から、平成10年11月1日以降の入札について、予定価格及び最低制限価格が事後公表されている。

また、「設計金額の事前公表に係る取扱試行要領」が制定され、平成12年4月1日から2億円以上の公共工事を対象に、その一定割合の工事（約4割）について入札公告、公募案内のなかで、設計金額の総額を明示している。

ク こうした状況の変化を踏まえると、予定価格については、現段階では公開できるものであり、設計図書については、現在、一部公共工事の設計金額の総額を試行的に公表し、その影響を見極めていく段階であることから、なお、

非公開と判断するものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明及び本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、実施機関の説明要旨 3 (1) 及び(2)アのとおりであり、本件文書に記録された情報のうち、実施機関が不開示とした情報は、予定価格を記載する書面に記録された予定価格、入札書比較価格、設計額及び設計額の 103分の100の額並びに設計書の設計額欄に記録された単価及び金額である。

(2) 旧条例第11条第8号該当性について

実施機関は、上記(1)に記載した情報が旧条例第11条第8号に該当すると主張するので、以下検討する。

ア 異議申立て後の入札・契約制度の改善について

実施機関は、今後の入札・契約制度への支障を理由に非開示としたと説明するので、県の入札・契約制度の状況を踏まえ判断する必要がある。

(ア) 国においては、地方公共団体が行うものを含む公共工事における入札・契約の透明性、公正性及び競争性の確保等を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）第15条第1項の規定により「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」第2の1(1)において、公共工事については、入札及び契約に関し不正行為を防止し、国民に対して適正に行われていることを明らかにするため、「予定価格及びその積算内訳」を公表することとされた。

(イ) 県の公共工事の入札・契約制度は、実施機関が3(2)キのとおり改善されていると説明するが、その後、県は、適正化法に基づき、公共工事における更なる入札・契約制度の改善として、平成13年4月から、設計金額の事前公表の対象範囲を一般競争入札及び公募型指名競争入札のすべての公共工事並びに指名競争入札の設計金額(税込み)1,000万円以上の公共工事の半数に拡大して試行を続け、その結果平成5年12月に中央建設業審議会で指摘されている落札価格の高止まりといった傾向は見受けられなかったとして、平成14年4月から設計金額(税込み)1,000万円以上の公共工事について、設計金額の事前公表を実施した。また、平成15年4月からは、より一層公共工事の入札・契約手続の過程における

透明性を高め、公正な入札・契約手続を推進するため、入札に付するすべての公共工事を対象とし、予定価格の事前公表を実施するとともに、設計金額 1,000万円以上の公共工事に関して、積算内訳書の事後公表を実施し、①土木工事の内訳書は細別まで、②建築関連工事の内訳書は中科目までをそれぞれ閲覧に供している。

イ 予定価格を記載する書面に記録された予定価格、入札書比較価格、設計額及び設計額の103分の100の額について

上記(2)ア(イ)のとおり、県は、公共工事の入札・契約制度について、より県民に開かれた公正で透明性・競争性の高いものとするための改善を行い、現時点では、予定価格及び設計額を入札前に公表としており、本件請求に係る予定価格を記載する書面に記録された予定価格、入札書比較価格、設計額及び設計額の103分の100の額の情報を非公開とする理由は認められない。

ウ 設計書の設計額欄に記録された単価及び金額について

(ア) 県においては、「千葉県の積算基準及び設計単価公開要領」を定め、平成10年11月1日から本県施行の公共工事の積算基準書や設計単価書を閲覧に供するとともに、国土交通省土木工事積算基準、公共住宅建築工事積算基準及び建設物価に関する単価などの図書と同様に、物価調査機関等において、本県の積算基準や設計単価に関する図書が市販されており、積算基準や設計単価のほとんどが公表されている。

(イ) また、上記(2)ア及びイのとおり、公共工事の入札・契約事務に関して改善が行われたことを考慮すると、公表されていない積算基準や設計単価の情報についても、契約終了後に公開することにより、公共工事の入札・契約事務の適正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるとは認められない。

(ウ) 設計書の設計額欄に記録された単価は設計単価であり、また、同欄に記録された金額は積算基準及び設計単価に基づいて積算されているものであるから、本件請求に係る同欄の単価及び金額を非公開とする理由は認められない。

(3) 異議申立てに対する決定の見直しについて

実施機関は、入札制度の改善の影響を見極めていると説明するが、本件異議申立て以降、県においては入札制度の改善が種々行われてきたのであるから、本件異議申立てについては、当審査会に判断を求めるまでもなく、実施機関自

らが本件決定の見直しを行い、原処分を取り消すべきものであったと考える。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が非公開とした情報は、旧条例第11条第8号に該当せず、公開すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
9. 8. 15	諮問書の受理
9. 10. 1	実施機関の理由説明書の受理
9. 10. 29	異議申立人の意見書の受理
10. 4. 22	審議
12. 12. 5	実施機関からの非公開理由の聴取・審議
17. 2. 24	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学教授	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成17年2月24日現在)